

Point

J R 東海 労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 98 2011. 03. 04.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

忘れた頃に業務委員会！

昨年8月、大阪修繕車両所分会は協約改定に向けた取り組みと平行して、組合員の声を元に職場の様々な問題・要求等を諸要求としてまとめ、会社に申し入れを行いました。申し入れから約半年経ってようやく「職場諸要求の申し入れ」の業務委員会が開催されました。しかし、会社の回答は、社員の安全に関する問題においても「現行通りとする」であり、とても誠意のあるものとは言えないものばかりです。

なかなか要求は実現出来ませんが、今後も「安全で明るく働きやすい職場」の実現に向けて職場から声をあげていきましょう。

☆関西業務ニュースNo152より☆

I、「連続休暇」、「保存休暇」の運用に関する要求

1. 「連続休暇」について

①「連続休暇」の取得については、上期・下期ともに申し込めるようにすること。

また、余裕がある場合は同期に2回取得できるようにすること。

2. 「保存休暇」について

①病気・けが等で休む場合は診断書等の証明ができれば、たとえ1日であっても利用できるようにすること。

②忌引きで休む場合に、「保存休暇」をプラスして利用出来るようにすること。

③「半休」を使用し、残りの0.5日の「半休」を年度内に使用出来なかった場合は、次年度に繰り越すか、「保存休暇」として認めること。

④病欠等による出勤率の関係で、年休日数が減数で付与される年度の場合、年休を年度内に全日取得できないとき、単年度処理はやめ「保存休暇」とすること。

【回答】1. ①、2. ①～④ 支社権限外事項である。

II. 通勤に関する要求

1. 朝、勤務明けで帰る社員のための回送列車を設定すること。

【回答】現行通りとする。

2. 通勤バス利用時(車両所から茨木駅)全ての時間帯において茨木駅前降車できるようにすること。

【回答】茨木市からの行政指導により停止・乗降位置が決められているため現行通りとする。

3. 職務乗車証で新幹線を利用する場合に、以前のように他社との乗り換え改札口を利用出来るようにすること。

【回答】現行通りとする。

4. 社員の希望する通勤手段を認めること。(たとえば、三ノ宮から梅田まで阪急電車・阪神電鉄を利用するようになっている社員がJRを利用できるようにすること)

【回答】通勤経路については本人の希望に基づいている。尚、通勤手当については賃金規程に基づき支給する。

III. 事務所棟に関する要求

1. 警備員、フラッパーゲートでセキュリティーがされている以上、6階エレベーター付近

以外の監視カメラ以外は社員監視以外の目的しかないので撤去すること。

【回答】そのような考えはない。尚、6階に設置しているカメラはセキュリティの確保を目的としている。

2. 社員証とセキュリティーカードを統一すること。

【回答】現行通りとする。

3. 事務所棟6階詰所に安全靴用の下駄箱を設置すること。

【回答】現行通りとする。

4. 事務所棟6階詰所に腰痛防止の健康器具を設置すること。(ぶら下がり健康器具等)

【回答】現行通りとする。事務所棟の4階「多目的室」を活用して、健康増進を目的とした既設の器具を設置している。

5. 事務所棟近くに駐輪場(バイク含む)を設置すること。

【回答】現行通りとする。

6. 事務所棟6階の浴場が清掃時間で利用出来ない時用にシャワールームを設置すること。(たとえば4階トレーニングルーム近く)

【回答】現行通りとする。

7. ワーキングルーム近くに洋式便所を設置すること。

【回答】現行通りとする。

8. ワーキングルームまたは近くに清涼飲料水の自販機を設置すること。

【回答】現行通りとする。

IV. 操縦担当者に関する要求

1. 研削線1番線及び2番線の研削庫西方を車両の留置に使う場合、労働災害を防止する意味からも昇降台を設置すること。

【回答】現行通りとする。

2. 構内操縦担当者の雨具を改善(カッパの軽装化、雨傘の耐久性改善)すること。

【回答】ウインドブレーカーについては支社権限外事項であるが、その他の雨具については現行通りとする。

3. 仕業庫、各番線山側に手歯止め撤去・装着用の昇降階段を設置すること。

【回答】現行通りとする。

4. 構内操縦担当者の睡眠時無呼吸症候群の疑いがあると産業医が判断した場合、会社指定の専門医療機関において精密検査を行う場合の費用及び睡眠時無呼吸症候群の治療にかかる費用はすべて会社負担とすること。

【回答】精密検査に伴う費用は現行も会社が負担している。治療にかかる費用については支社権限外事項である。

5. 構内シャトルバスを0時30分以降も増発すること。出来れば4時の休憩時間まで運行すること。せめて1時30分頃までは西門折返しでよいので運行すること。

【回答】現行通りとする。

6. 地上信号機が見えない場合があるくらい雑草が生えている。大阪仕業車両所構内の草刈りの回数を増すこと。

【回答】草刈りは計画的に実施している。また必要であればその都度実施している。雑草等で地上信号機が見えにくい場合があるときは、管理者に申し出ること。

V. その他の諸要求

1. 車両技術主任に対する役付手当を増額すること。

2. 作業責任者手当を新設新設、支給すること。

3. 台車交換に伴う試運転旅費を新設、支給すること。

【回答】1～3支社権限外事項である。

4. 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことはやむをえないが、当

事者でない社員への時系列報告書の強要はやめること。

【回答】事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

5. 25日に行う翌月の勤務発表は、日勤勤務者が終了点呼を受けるまでに発表すること。また、25日朝に勤務明けで終了点呼を受ける社員については、個人的な勤務だけは発表(渡すこと)すること。

6. 軍手軍足等の被服貸与の見直し、半年に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【回答】5~6現行通りとする。

7. 医学適性検査を受診する場合は勤務時間とすること。最低でも本人の希望でなく会社が受診を指定した場合は勤務時間とすること。

【回答】支社権限外事項である。

8. 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【回答】現行通りとする。

9. 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。

【回答】支社権限外事項である。

10. 台車交換に伴う試運転タイヤ(日勤)で、試運転に従事する社員の昼休憩時間が大幅に変更され、午後3時頃になるような試運転タイヤはやめること。

【回答】試運転タイヤは列車運行本数や運用都合により設定する。

11. 就業規則を全社員へ定期的(せめて5年に1度くらい)に配布すること。

【回答】現行通りとする。

《主なやりとり》

連続休暇、保存休暇の運用に関する要求について

組合: 1の1の①から、2の④までの回答は、まったく社員の声を聞き入れないのか?

会社: 権限がないため。

組合: 現場の声を本社に伝えるべきである。

通勤に関する要求について

組合: 非番の社員が通勤回送を使いたいという事の主旨はわかっているのか?

会社: 主旨は理解している。

組合: 無理なのか?

会社: 設定していない。色々なことを考えて決めている。バスを利用してほしい。

組合: 10時頃に設定するよう、強く要望する。

組合: 茨木駅での降車について、市に申請はしているのか?

会社: この間のやり取りがあり現行となっている。

組合: 10分から15分は違いが出る。日勤者の退勤で使うバスは降車している。降車できるように要望する。

組合: 職務乗車証は使えるようにならないのか?

会社: ある意味、特権だから、ある程度規制が必要。

組合: 社員を信用すべき。

会社: 疑われる事のないように、社員を守るためである。

組合: 不正が出来ないようにすればいい。強く要望する。

組合: 社員が使いやすい経路を認めるのなら、そちらで通勤手当を支払うべきである。

会社: 制度の問題であり、支社権限外事項である。

組合: 通勤手当や経路に関する「15分ルール」は現在もあるのか?

会社: あります。

組合: 15分以上短縮できても認めないのが現場だ。改善するべきである。

会社: 権限外事項である。

事務所棟に関する要求について

組合:セキュリティの確保なら、一階のカメラだけで充分である。

会社:会社が判断すること。

組合:カメラの台数が多すぎる。社員監視のためとしか考えられない。

会社:必要な台数を設置している。社員の監視を目的としたものではない。

組合:撤去を強く申し入れる。

組合:社員証とセキュリティカードの将来的な予定はどうか？

会社:今後、変更はありうる。しかし、総合的に考えて現行通りとする。

組合:非効率的である。

組合:安全靴の下駄箱は、設置場所がないのか？

会社:基本的に事務所棟の中では安全靴を履くルールとなっているため。そういう取り決めになっている。

組合:浴場を使いたいときに使えない。だからこういう要求になっている。主旨はわかりしているのか？

会社:主旨は理解している。しかし、明けの社員がすっきりして返ってもらうために設置したものであり、仕方ない。

組合:出来ないことではない。実現を要望する。

操縦担当者に関する要求について

組合:そもそも研削線は車両を留置するための線ではないのではないのか？

会社:研削業務を行うための線である。しかし、車両を留置してはならないとはなっていない。

組合:留置してはならないのではなく、留置事態が想定されていない線だと認識している。だから、昇降台が設置されていないのである。便宜的に留置しているだけ。車両の留置に使うのであれば昇降台を設置すべきである。

会社:今後はわからない。

組合:仕業庫内の昇降階段は番線毎に効率性、労働災害防止の観点から設置すべきだ。

会社:そんなに遠回りするわけではなく、現状で対処されたい。

その他の諸要求について

組合:会社は修繕班における作業実態をしっているのか？

会社:知っている。

組合:業務が多く発生したときは、本来、A担当の主任クラスの社員が行う作業責任者をB担当の検査担当が担っている。責任は持たされるが賃金は見合ったものとなっていないからこのような要求が出ている。

会社:手当の新設については支社権限外事項である。

組合:実現できるよう要望する。

組合:勤務発表は25日のいつ頃に出せばいいと認識しているのか？

会社:常識的には日勤の範囲だと思う。

組合:25日非番の社員は、早くても26日まで知ることが出来ない。25日の8時までに出す等のルールを決めればすむことである。

会社:どうしても知りたいのであれば、現場で相談してほしい。確定はしていないかもしれないが、出来ないことではないと認識している。

組合:医学適性検査については何とかならないのか？

会社:定期健康診断と一緒にする場合を除いては勤務時間になっているはず。

組合:試運転ダイヤの設定は見直せないとしても、休憩時間については配慮出来るのではないのか？

会社:お昼頃に食事がとれるよう、関係者には言ってある。

以上